

## ○ 税制上の優遇措置

学校法人身延山学園は、寄付金募集について文部科学省から特定公益増進法人であることの証明を受けております。ご寄付いただきました助成金は【所得控除制度】または【税額控除制度】のどちらか有利な方法を選択し、所得税の控除を受けることができます。

### ● 所得控除

(当該年中に支出した寄付金額－2千円)が、寄付者の所得金額から控除されます。控除後の所得金額に応じた税率が乗じられて所得金額が決まります。

※控除対象となる寄付金額は年間総所得額等の40%が上限となります。

### ● 税額控除

寄付者の所得金額に応じた税率が乗じられて所得金額が決まった後、(当該年中に支出した寄付金額－2千円)×40%が控除されます。

※控除対象となる寄付金額は年間総所得額等の40%が上限となります。

※所得税控除額は、その年の所得税額の25%相当額が上限となります。

いずれの控除につきましても、寄付をした方が確定申告をする必要があります。勤務先などで実施される年末調整では、所得控除・税額控除を受けることができませんのでご注意ください。

確定申告書を提出する際には身延山学園が発行した領収書の添付が必要となります。